

出荷制限指示後の管理の考え方 －たけのこ、野生ふきのとう－

たけのこ、野生ふきのとうの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

なお、栽培されているふきのとうについては、出荷前に検査を行う。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

新たにたけのこの出荷制限が指示された福島市、新地町、野生ふきのとうの出荷制限が指示された伊達市、桑折町、国見町における採取者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

地元JAや直売所、卸売り市場等に対し、出荷制限が指示された市町村産のたけのこ及び野生ふきのとうを扱わないこと、産地の市町村を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された市町村のたけのこ、野生ふきのとうが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出されるたけのこ及び野生ふきのとうについては、地元JAや直売所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

福島県

出荷制限指示後の管理の考え方（畑ワサビ）

畑ワサビの出荷管理については、市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町からの出荷管理

(1) 出荷者対策

県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という。）、関係機関の協力を得て、畑ワサビの出荷制限が指示された伊達市及び川俣町における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう文書やホームページ等により周知する。また、市町村等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

(2) 流通対策

出荷団体、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された伊達市及び川俣町産の畑ワサビを扱わないこと、産地の市町村を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村からの出荷への対応

出荷制限が指示された伊達市及び川俣町以外の市町村から産出される畑ワサビについては、卸売市場、出荷団体等に対し、入荷先、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。